

簡易評価型プロポーザル提案書評価要領
(長岡市児童会館・児童クラブ運営業務委託)

1 目的

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により委託事業者を決定する場合における提案書の評価方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業者の選考

- (1) 提案書の評価及び事業者の選考は、有識者等で組織する選考委員会を設置して行う。
- (2) 選考委員会の委員は別に定め、子ども・子育て課青少年育成係が庶務を行う。
- (3) 選考委員会は、提案書の提出者かつプレゼンテーションの参加者の中から、最優秀者及び次点者を選考する。

3 選考方法

- (1) 提案書の記述が要件を満たしていない者は選定しないこととする。
- (2) 提案書の記述項目及びプレゼンテーションの内容に関して、選考評価基準を基に各委員が採点する。
- (3) 各委員の評価点を合算して算出した総合点を参加者の評価点とし、評価点の最も高い事業者を最優秀者として決定する。
- (4) 参加表明時点で長岡市に本社(登記上の本店所在地)がある場合には、(3)の総合点数に30点(採点者一人につき5点)の加点を行う。共同企業体の場合には、構成員のいずれか1社でも参加表明時点で長岡市内に本社がある場合は加点を行うものとする。
- (5) 評価点が同点となった場合には、選考評価基準のうち、以下の項目を評価の優先項目とし、第一優先項目の点数が高い者を最優秀者とする。第一優先項目の点数も同点である場合には、第二優先項目、第三優先項目と順に優先項目の点数が高い事業者を最優秀者とする。
 - ア 第一優先項目・・・児童・保護者対応
 - イ 第二優先項目・・・運営体制
 - ウ 第三優先項目・・・見積価格及びコスト改善提案ア～ウの優先項目を比較しても最優秀者が決定しない場合には、見積価格が安価な事業者を最優秀者とする。
- (6) 提出された提案書が1件であった場合は、プレゼンテーションを実施した後、選考委員会において、審査、評価のうえ、協議し、適切と認めたときは最優秀者と同様の取り扱いとする。

4 選考評価基準

大項目		中項目		配点 (採点者1人につき)
1	運営体制	①	本業務に関する運営及び職員体制	40点
		②	支援員等のサポート体制	
		③	人材不足の解消方法	
2	児童・保護者対応	①	危機管理体制 (事故対応、災害対応等)	45点
		②	要望・苦情対応の流れ、対応方法	
		③	配慮児への対応	
3	関係機関との連携	①	小学校やコミュニティセンター等の関係機関との連携方法及びその内容	10点
4	支援員等の処遇	①	勤務形態及び給与	20点
		②	休暇の取扱い、福利厚生の充実	
5	支援員等の質の向上	①	支援員等の質の向上に向けた取り組み	15点
6	ICTの導入	①	導入可能なシステム、アプリ等	20点
		②	①を導入することによるメリット	
7	自由提案	①	大項目1～6以外のサービス向上等に向けた自由提案 ※自由提案に関する費用は事業者負担とする。	10点
8	見積価格及びコスト改善提案	①	見積価格、交付金の活用等によるコスト改善提案	30点
9	法人の経営状況・受託実績	①	法人の経営状況・他自治体での児童クラブ等の受託実績	10点
合計				200点

※ 長岡市内に本社がある場合は、上記点数に採点者一人につき5点を加える。